

残高証明発行依頼書（相続手続用）

ご依頼日

年 月 日

1. 被相続人さま（お亡くなりになられた方）についてご記入ください。

おなまえ	故	様
	（生年月日：大正・昭和・平成・令和 年 月 日）	
証明基準日 ※お亡くなりになられた日	平成・令和	年 月 日

※死亡の事実が確認できる「戸籍証明書」などの添付をお願いします（すでにご提出いただいている場合を除きます）。

2. ご依頼人さまについてご記入ください。

おなまえ	様	ご実印	※ 印
おところ※	〒 ー		
おでんわ	（ ）		
ご関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 相続人代理人 <input type="checkbox"/> 遺言執行者 <input type="checkbox"/> 遺産整理受任者 <input type="checkbox"/> 相続財産管理人		

※印鑑証明書の添付をお願いします（すでにご提出いただいている場合を除きます）。
身分証明書のご提示により、実印の押印は省略が可能です（ご来店いただける場合に限りです）。

※郵便でのお受取りをご希望の場合、上記「おところ」へ普通郵便で郵送させていただきます。

※ご関係が確認できる「戸籍証明書」などの添付をお願いします（すでにご提出いただいている場合を除きます）。

3. 証明書の形式についてご指定ください。

経過利息の証明を依頼します。＜発行手数料は2,200円(税込)となります。＞

経過利息の証明は依頼しません。＜発行手数料は1,100円(税込)となります。＞

＜預金口座振替依頼書＞

手数料は、依頼人名義の右記口座から、口座振替により小切手または預金通帳および預金払戻請求書なしで引き落としてください。

店名	科目	口座番号	引落口座届出印
(十六銀行) <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		印

～ご確認ください～

①経過利息証明について

仮に相続預金を相続開始日に解約した場合に支払われた利息(税引後)のことで、相続税の申告では、相続財産の評価額に含めて計算する必要があります。

通常、経過利息の評価が必要な取引科目は固定性預金(定期預金・通知預金など)や公共債が対象となりますので、特段のお申出がない場合、流動性預金(普通預金・貯蓄預金)の経過利息は記載しません。

②投資信託取引の証明書形式について

特にご指定いただいた場合を除き、「相続税に係る証券投資信託の評価計算書」を発行します。

③でんさい(電子記録債権)取引の証明書について

別途、(株)全銀電子債権ネットワーク[でんさいネット]あての「残高証明書発行請求書(都度発行方式)」へのご記入が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

※残高証明発行チェックリストで取引内容を確認する。

店番・店名	検閲	受付 (印鑑照合)